

○長期未解決事件に関する検察官への連絡及び送致について

令和4年3月11日

道本刑第4276号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

公訴時効が廃止された罪に係る長期未解決の事件（以下「長期未解決事件」という。）の捜査については、「公訴時効の廃止・延長された罪に係る事件に対する捜査の徹底について」（令4. 1. 13道本捜1第3415号（交捜合同）、以下「捜査徹底通達」という。）により示されているところであるが、長期未解決事件に関する検察官への連絡及び送致については、下記のとおりであるので、適切な対応に努められたい。

なお、「公訴時効が廃止された罪に係る事件に関する検察官への連絡及び送致の際の留意事項について」（平23. 12. 22道本刑第3250号）は廃止する。

記

1 検察官への連絡

(1) 捜査経過等に関する定期連絡

長期未解決事件の捜査経過等については、個々の事件ごとに、事件の態様その他の事情に照らし、適宜のタイミングで検察官への連絡を行う必要があるが、捜査徹底通達1の(3)の事項を踏まえ、事件発生から5年を経過したものについては、少なくとも1年に1回は、捜査の経過のほか、証拠品の取扱い、その他参考となるべき事項について検察官に連絡すること。

(2) 連絡窓口となる者

連絡窓口となる者については、警察本部及び各方面本部の事件主管課長が、事件ごとにあらかじめ指定した警察本部各部事件主管課又は各方面本部事件主管課に属する警察官（複数でも可）とする。

連絡窓口として指定された者は、各地方検察庁の連絡窓口となる検察官と連絡を取り合うこと。

2 送致

(1) 送致の検討

長期未解決事件については、被疑者を検挙するまで、一切、検察官へ送致することができないものではなく、公訴時効が廃止された趣旨も十分に踏まえつつ、個別の事情に照らし、次のいずれかに該当するものについては、検察官と連携の上、送致を検討すること。

ア 犯罪の時から長期間が経過して被疑者が100歳に達したと認められるとき（被疑者の年齢が不明であるときは、犯罪の時20歳であったものとみなして計算）など、被

疑者が死亡している蓋然性が高いと認められるに至った。

イ 犯罪の時から30年を超え、相当期間捜査を尽くしたが、被疑者の特定につながる客観証拠が得られず、情報収集に努めるも新たな情報が得られる見込みがない状態にあるなど、捜査資源の適正配分の観点から送致に妥当性が認められ、かつ、送致することが被害者遺族の処罰感情に反しないと判断される。

(2) 遺族への説明

事件を送致する場合には、被害者遺族の心情に十分に配慮し、適切な説明を行うこと。

(3) 事件送致後の捜査

事件を送致した後に被疑者の特定につながる新たな証拠が明らかになった場合等には、改めて捜査体制を整え、事件の解決に努めること。